国のエネルギー政策の動き

エネルギー政策全般

エネルギー基本計画
平成 15 年 10 月閣議決定

平成 14 年 6 月に制定された「エネルギー政策基本法」に基づき、総合資源エネルギー調査会基本計画部会における審議を踏まえ、エネルギー安定供給の確保と環境問題への対応を二つ基本として、10 年程度を見通して、エネルギーの需給全体に関する施策の基本的な方向性を定性的に示すものとして策定された。

○主な原子力施策
①原子力発電を安全確保を大前提に基幹電源として推進
②核燃料サイクルに着実に取り組む
③原子力の安全の確保と安心の醸成

情勢の変化

改定

新・国家エネルギー戦略
平成 18 年 5 月資源エネルギー庁

厳しいエネルギー醸成を踏まえ、2030 年までの中長期を視野に取りまとめたエネルギー戦略。エネルギー安全保障を前面に打ち出した。

○主な目標
①国民に信頼されるエネルギー安全保障の確立
②エネルギー問題と環境問題の一体的解決による持続可能な成長基盤の確立
③アジア・世界のエネルギー問題克服への積極的貢献

○主な原子力施策
目標：2030 年以降においても、発電電力量に占める比率を 30～40％程度以上にする。核燃料サイクル早期確立、高速増殖炉早期実用化に取り組む。

反 映

エネルギー基本計画
（改定）平成 19 年 3 月閣議決定

エネルギーを取り巻く環境変化を踏まえ、平成 19 年 3 月に、「新・国家エネルギー戦略」での考えを基本とした改定を行った。

○原子力施策の主な変更点
①環境への適合を図るための基本方針に原子力発電の推進を明記
②原子力発電の新・増設、建て替えの実現
③放射性廃棄物対策の着実な推進
④原子力の安全確保と安心の醸成
⑤高速増殖炉サイクルの早期実用化

原 子 力 政 策

原子力政策大綱
平成 17 年 10 月閣議決定

今後 10 年間程度に進めるべき原子力政策の基本的な考え方を示すものとして策定された。

○主な目標
①原子力発電の割合を2030 年以後も発電電力量の 30～40％程度以上とする。
②核燃料サイクルを着実に推進する
③高速増殖炉の 2050 年頃から商業ベースの導入を目指す

実現するための具体策

一部を構成

原子力立国計画
平成 18 年 8 月資源エネルギー庁

原子力政策大綱の基本目標を実現するための具体策について、資源エネルギー庁が総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会を開催し取りまとめた。

○基本方針
①「中長期的にブレない」確固たる国家戦略と政策枠組みの確立
②国際情勢や技術の動向等に応じた「戦略的柔軟さ」を保持
③国、電気事業者、メーカー間の「三すくみ構造」の打破
④国家戦略に沿った個別地域施策の重視
⑤「開かれた公平な議論」に基づく政策決定による政策の安定性の確保

○主な実施方策
①安全確保を大前提とした既設原子力発電所の適切な活用
②核燃料サイクルの着実な推進とサイクル関連産業の戦略的強化
③高速増殖炉サイクルの早期実用化
④放射性廃棄物対策の着実な推進

反 映

推進強化

原子力発電推進強化策
平成 21 年 6 月資源エネルギー庁

資源エネルギー庁が総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会の議論を踏まえ、原子力発電の更なる推進に向け取りまとめ